# 公立大学法人公立鳥取環境大学　職員採用選考等におけるハラスメントに関する基本方針

## １　趣旨

公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「本法人」という。)が行う職員採用選考等において、本法人の職員※1 が求職者等※2 の基本的人権を尊重し、適性と能力のみを基準とした公正な採用選考を行うとともに、安心して求職活動等※3 を行える環境を確保するよう努めます。

※1：職員（本学で就労する常勤及び非常勤の教員及び事務職員）で求職者等の求職活動等に関与する職員。

※2:本法人が行う求人に応募する者及び採用面接の参加者、就職説明会等の求職活動や職業の選択に資する活動に参加する者。

※3：求職者等が行う求職活動や求職者に類するものが行う職業の選択に資する活動で、採用面接・就職説明会への参加、職員への訪問等を指す。なお、SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含む。

## ２　ハラスメントの内容及び対応方針

本法人の職員は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、安心して求職活動等を行える環境を確保するため、以下の行為を職員採用選考等におけるハラスメントと定義し、行った者(以下「行為者」という。)に対しては厳正に対処します。

⑴公正な採用選考を阻害する行為

・採用面接において、適性と能力のみを基準とせず、本人に関係の無い事項(出生地、家族状況、住居状況等)や本来自由であるべき事項(宗教、支持政党、思想信条、性的志向等)に関する質問等を行う行為

⑵パワーハラスメント(圧迫面接)

・面接等での威圧的・侮辱的な言動、人格を否定する発言等、適正な範囲を超えた行為

⑶セクシャルハラスメント

・優越的な立場や断り辛い状況を利用し、職員の個人的な SNS やメールの交換・連絡、性的な冗談やからかい、容姿への言及、私的な食事への執拗な誘い、不必要な身体接触、採用を見返りとした不適切な関係を迫る等の行為

⑷就活終われハラスメント(オワハラ)

・他事業所の選考辞退や内定辞退の強要、不当に短い承諾期間を設ける等職業選択の自由を不当に妨げる行為

## ３　相談窓口

⑴相談窓口　：　公立鳥取環境大学事務局ハラスメント担当
電話　０８５７－３２－９０９６(直通)
Mail　harassment@kankyo-u.ac.jp

⑵相談の受付：　電話、メール、手紙、面談等いずれでも受け付けます。匿名による相談や第三者による相談も可能です。相談内容のプライバシーは厳守し、相談したことを理由に選考上で不利益な扱いを受けることは一切ありません。

## ４　実効性を確保するための措置

実効性を確保するために、求職活動等に関するルールの明確化、被害者に対する配慮や行為者への厳正な対処等の措置を講じます。

令和８年１１月１日
公立大学法人公立鳥取環境大学